ワ　宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
カ　宇宙開発利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
ヨ　内閣府設置法第四条第三項第七号の四の人工衛星等を定める政令（平成二十四年政令第百八十五号）で定める人工衛星及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること。
タ　ワからヨまでに掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第八条の見出し及び同条第一項中「政策評価審議官」の下に「、宇宙審議官」を加え、同条第六項中「政策評価審議官の定数は一人と」の下に「、宇宙審議官の定数は一人と」を加え、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　宇宙審議官は、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項のうち宇宙開発利用に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

第十五条第五号中「国立公文書館分科会」の下に「、宇宙航空研究開発機構分科会」を加える。

第二十条第三項中「三十八人」を「三十九人」に改める。

附則第三条の二第一項中「第三条第一号リ」を「第三条第一号ヌ」に、「同条第三号ワ及びヰ」を「同条第三号レ及びヤ」に、「ウ」を「ク」に改める。

附則第五条中「第四項まで」を「第五項まで」に、「同条第六項ただし書」を「同条第七項ただし書」に改める。

附則第九条中「国立公文書館分科会」を「宇宙航空研究開発機構分科会」に改める。

（文部科学省組織令の一部改正）

第二条　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第十号中「推進」の下に「に関する事務のうち科学技術の水準の向上を図るためのもの」を加える。

第七十条中「二人」を「一人」に改める。

第七十五条第四号を同条第十一号とし、同条第三号中「推進」の下に「に関する事務のうち科学技術の水準の向上を図るためのもの」を加え、「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

八　文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち宇宙の利用の推進に係るものに関すること。

九　大学共同利用機関法人自然科学研究機構が設置する天文学に係る大学共同利用機関における教育及び研究に関すること。

十　独立行政法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育に関すること。

第七十五条中第二号を第六号とし、第一号を第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一　航空科学技術に関する研究開発及び宇宙の開発に係る科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　航空科学技術に関する研究開発及び宇宙の開発に係る科学技術に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること。

三　航空科学技術に関する研究開発及び宇宙の開発に係る科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四　航空科学技術に関する研究開発及び宇宙の開発に係る科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

第七十七条中「命を受けて、次に掲げる」を「原子力損害の賠償に関する」に、「分掌する」を「つかさどる」に改め、同条各号を削る。

附則第七項中「のうち一人」を削る。

（宇宙開発委員会令の廃止）

第三条　宇宙開発委員会令（昭和四十三年政令第百三十号）は、廃止する。

（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法施行令の一部改正）

第四条　独立行政法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第九条を次のように改める。

第九条　削除

（行政機関職員定員令の一部改正）

第五条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一三、七一五人」を「一三、七二五人」に改め、同表文部科学省の項中「二、二〇四人」を「二、二〇〇人」に改め、同表経済産業省の項中「八、五二三人」を「八、五一九人」に改め、同表防衛省の項中「二一、七一三人」を「二一、七一一人」に、「二一、六八三人」を「二一、六八一人」に改める。

（経済産業省組織令の一部改正）

第六条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「二十人」を「十九人」に改める。

（内閣府独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第七条　内閣府独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十二人」を「十三人」に改め、同条に次の二項を加える。

2　委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3　委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

第二条の見出しを「（委員等の任命）」に改め、同条中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同条に次の一項を加える。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第三条第三項中「委員」の下に「、臨時委員及び専門委員」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第五条第一項の表国立公文書館分科会の項の次に次のように加える。

宇宙航空研究開発機構分科会	独立行政法人宇宙航空研究開発機構

第五条第二項中「委員」の下に「、臨時委員及び専門委員」を加える。

第六条第一項中「、委員」の下に「及び議事に関係のある臨時委員」を加え、同条第二項中「出席した委員」を「委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもの」に改める。

第八条ただし書中「大臣官房公文書管理課において」の下に「、宇宙航空研究開発機構分科会に係るものについては内閣府本府に置かれる政策統括官において」を加える。

附則第二条中「第一条」を「第一条第一項」に、「十二人」を「十三人」に、「十四人」を「十五人」に改める。

（経済産業省独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第八条　経済産業省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表産業技術分科会の項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」の下に「、独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を加える。